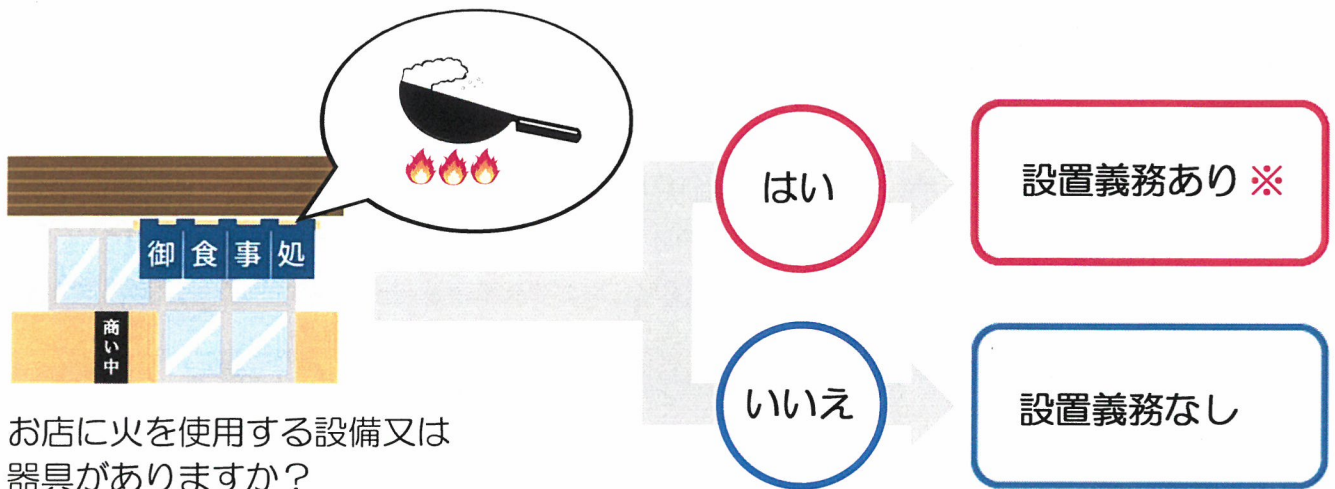


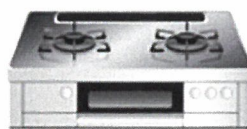
あなたのお店に 消火器は ありますか？

2016年に発生した糸魚川市大規模火災により消防法令が改正され
2019年10月1日より火気を使用するすべての飲食店に
消火器の設置が必要となりました。



【火を使用する設備や器具】

- ・こんろ
- ・フライヤー
- ・かまど
- ・オーブン
- ・ガステーブル など



ガステーブル



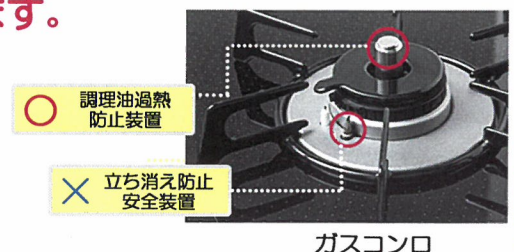
こんろ



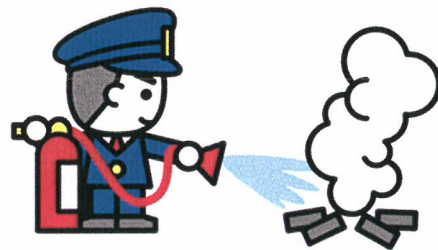
七輪

※以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置(火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの)
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置(例:圧力感知安全装置)



消火器を設置するにあたって



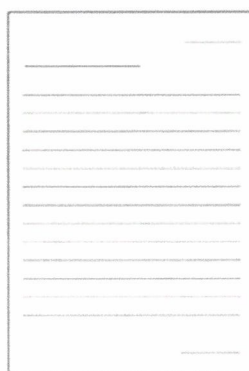
- 1 消火器を設置します。
標識も忘れずに！



消火器はお近くの販売店等でご購入下さい。

- 2 消火器は設置後6カ月ごとに点検をし、1年に1回管轄の消防署へ点検結果報告書を提出します。

点検結果報告書



管轄の消防署



消火器設置義務対象施設は、点検及び消防署への報告が必要になります。

●どなたでもご自分で点検することができます！

蓄圧式消火器
製造年から**5**年まで
外観のみの点検

加圧式消火器
製造年から**3**年まで
外観のみの点検



点検については下記のQRコードをご利用ください。

点検報告支援
パンフレット



消火器点検
アプリ



報告書はお近くの消防署にご連絡いただくか
下記よりダウンロードしてご利用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf

各届出に係るお問い合わせについては
お近くの消防署までご連絡ください。



お問い合わせ：新居浜市消防本部 Tel 34-0119